

【全問を通して】

- ・制限字数の半分に満たないものは不可。
- ・誤字・脱字・不適切な表記等は 1 点を減じ、ひとつの解答において同意語句で複数回同じ誤字があった場合は一回のみ減じることとする。

大問一 50点

問一 各1点・計7点

1 負 2 未然 3 飛躍 4 貫通 5 変貌 6 時宜 7 到来

問一 10点

《模範解答》

人間の行動を変えるには、善悪の判断や直観の基盤である脳に働きかけなくてはならないとされている状況。(四九字)

【A・Bに関して部分採点を行う】

A 「人間の行動を変えるには…脳に働きかける必要がある」 ↓ 6点

↓ 「脳に働きかける」のみの場合は△3点

○ 「人間の行動理由を脳に帰するようになった」

B 「善悪の判断や直観の基盤である(脳)」 ↓ 4点

↓ 「善悪の判断や直観の基盤である(脳)」のみの場合は△2点

※ 「科学の進歩による」という内容には「」では得点を与えない。

※ 特定の一文を加工する問題なので、「」これらの表現から大きく外れているものは×です。

※ 文末に「こと」があっても構いません。

問二〇点

《模範解答》

道徳的な態度を取る「こと」と脳のは活動は連関していること。 (二九字)

○「道徳的な態度は脳の部分」ことの活動と連関しけらねること。 (二九字)

【内容より判断】

「脳のはたらき」と「道徳的態度」の「連関／関係性」があること。 (二九字) と言及していれば○。
「こと」からズレしていれば全×××××。

※詳細は採点例を参照のこと。

問四 12 点

《模範解答》

人間は合理的な判断力を有する存在だという前提から、刑務所に犯罪者を収監し規律訓練を施せば、その精神を矯正することが出来ると考えたから。
(六七字)

【A・Bに関して部分採点を行う(減点要素あり)】

A 「人間は合理的な判断力を有する存在だという前提」への言及 ↓ 4点

○「人々が合理的な判断に対する一般的な能力を持っている」ことを前提

B 「刑務所に犯罪者を収監し規律訓練を施せば、その精神を矯正することが出来る」と考えたから。 ↓ 8点

↓ 「精神の矯正」が抜けているものは△6点

○「罪人を刑務所に収監すること」で反省を促し、精神を矯正できると考えたから

※ 目的が「残虐な刑からの転換」となっているものはマイナス4点。

△「犯罪者は規律訓練によって矯正することができると考えられる」6点

問五 15 点

《模範解答》

人間の行動や判断は脳に基づくものとする脳科学研究の見解からすると、人間一般が理性的な判断力をもつという前提は自明ではないため、犯罪者の精神を規律訓練により矯正する刑罰のあり方が転換期を迎えていること。(1000字)

【A～Cに関して部分採点を行う】

A 「人間の行動や判断は脳に基づくものとする脳科学研究の見解からすると」 ↓5点

↓「道徳的態度と脳の活動の連関」でも○

○「犯罪行為の原因は脳にあると考える」と「脳科学研究では脳の回路が原因で犯罪を起したと考えられるため」

B 「人間一般が理性的な判断力をもつ」という前提は自明ではないため」 ↓5点

↓「人間一般が理性を持つこと」に触れていない場合は得点なし。

↓ただし、「犯罪の原因は自由意志ではなく脳にある」という内容は○

○「個人が理性的な判断力をもつ」という近代的な刑罰制度の前提に疑問が生じ」「人間の理性的判断を前提とした」

C 「犯罪者の精神を規律訓練により矯正する刑罰のあり方が転換期を迎えている」 ↓5点

↓「処罰のあり方を変える」という内容であれば○

↓「黄昏」の換言がない(＝そのまま「過渡期」としている)ものは△2点

↓「黄昏」を「新たな変化」としているものは得点なし。

↓「黄昏」を「前近代的」「前時代的」としているものは得点なし。

○「処罰のあり方を変えるべき時がきた」

大問一

問一 12 点

《模範解答》

技巧を重視するマニエリスムへの反動から生じた、絵画に真理と正しさを追求する古典主義への回帰という性格を持つ芸術運動。(五八字)

【A・Bに関して部分採点を行う】

A 「技巧を重視するマニエリスムへの反動」という内容 ↓ 4 点

↓単に「マニエラの洗練」となっているものは得点なし。

B 「絵画に真理と正しさを追求する古典主義への回帰」という性格を持つ芸術運動」 ↓ 8 点

↓「安定・静謐・調和」はここで想定されている「古典主義」ではないので得点なし。

↓「回帰」は「復帰」でも可。

○「真理と正しさに重きを置いた古典主義が改めて目の目を浴びた」

※マニエリスム／ルネサンス(古典主義への回帰)の特徴に触れていないものは得点なし。

問一 6 点

現実を真正面から捉え、忠実に作品に再現しようとする意識。(200字)

〈内容により判断〉

「現実を作品に再現する」という内容であれば○

↓「作品」の要素が無ければ△4点

問二 13 点

《模範解答》

表現技法を重視するマニエリスム全盛の時代に死体を写実的に表現しようとした点は評価しているが、絵画の内容自体には否定的な評価を下している。
(六八字)

【A・Bに関して部分採点を行う】

A 「表現技法を重視するマニエリスム全盛の時代に死体を写実的に表現しようとした点は評価している」△の言及 ↓ 7 点

↓ 「マニエリスム」△の言及がないものは△3 点

○ 「マニエリスムによる芸術の腐敗を研究し写実主義に徹すること」で克服したと称揚する一方

○ 「マニエリスム全盛期に敢えて生々しい真実を描いた」という試み自体は評価しているが

B 「絵画の内容自体には否定的な評価を下している」 ↓ 6 点

↓ 「否定的」は「批判」「醜悪」などでも可。

↓ 「生々しいものである」「宗教画とは相容れない」という言及にとどまっているものは得点なし。

○ 「神聖な宗教画を生々しく描いて、醜悪だと評価」「芸術自体については美しくなく否定的な評価を下す」

問四 4点

純粋に自然の情景なり日常の事物を中心主題とする絵画(255字)

問五 15点

《模範解答》

他の国々と違い教会の力が弱く、また宮廷が無かったので、経済活動の担い手であり芸術のパトロンとなった市民階級の堅実で現実感覚に富んだ好み
反映された、多様なジャンルの芸術が生まれた。(90字)

【A～Cに関して部分採点を行う】

A 「他の国々と違い教会の力が弱く、また宮廷が無かったので」 ↓ 5点

↓「宮廷がない」は「共和制国家」といいかえても可。

↓「協会の力が弱い」「宮廷がない」のどちらかの場合△2点

※「協会の力が弱く」は「プロテスタントが主流である」などでも可。

B 「経済活動の担い手であり芸術のパトロンとなった市民階級の堅実で現実感覚に富んだ好み
が反映された」 ↓ 7点

↓単に「住居を飾るのに適した」は△3点

○「現実感覚に富んだ市民がパトロンとなり、現実社会の種々相を映し出した」

C 「多様なジャンルの芸術が生まれた。」 ↓ 3点

↓「ジャンルの専門分化」は可。ただし、単に「専門分化」としているものは得点なし。

↓「ジャンルの細分化」なども可。

○「風俗画、静物画の需要にこたえるために絵画が専門分化した」「新しい種類の絵画が生まれた」

大問 3

問一 (3点×3)

問一・イ・模範解答例

赤色にはこのように心ひかれるものもあつたのだなあ。(3点)

a (1点)

b (1点)

c (1点)

【各部の採点】 3点満点。加点点数3箇所

- a 「このように」……………1点。「紫の上の着ている衣のように」でも可。指示副詞「かう」の解釈。○「こんなにも・これほど」「心ひかれる」……………1点。「なつかし」の解釈。「心ひかれる・親しみの持てる」のような解答。○「慕わしい・好ましい」「あつたのだなあ」……………1点。「(ものも)あつたのだなあ」「(ものも)あるのだな」のような詠嘆用法。

問一・ハ・模範解答例

a (1点)

b (2点)

紫の君はたいそう気の毒だと思いに^なって、 (3点)

【各部の採点】 3点満点。加^点ポ^イン^ト2箇所。

a 「紫の君は」……1点。主語の補足。「若紫は」でも可。

b 「たいそう気の毒だと思いに^なって」…2点。「たいそう」＋「気の毒だ・不憫だ」＋「お思いに^なって (敬語表現)」。完答。

問一・二模範解答例

a (1点) b (2点)
赤い色ならまあよいだろう。(3点)

【各部の採点】 3点満点。加減ポイント2箇所。

- a 「赤い色なら」………1点。「む」が婉曲・仮定で訳してあること。「赤い色のようなのは」でも可。○「赤い色でも・鼻が赤くても」
- b 「まあよいだろう」………2点。「あへなむ」の解釈。「かまわないだろう」でも可。○「きっと問題はないに違いないだろう」

問一 (6点)

a (3点)

b (2点)

問一・模範解答

源氏のような素晴らしい顔でも鼻が赤色であるのは見苦しいのに、そう

c (1点)

でない顔であつたらさぞや見苦しいに違いないということ。(五九字) (6点)

【各部の採点】 6点満点。加ポイント3箇所。四八字以下の解答は2点の減点。

a 「源氏のような素晴らしい顔でも鼻が赤色であるのは見苦しいのに」：3点 光源氏でさえ鼻が赤色なのは見苦しいのに、のような類推表現「くさえ」を意識した解答。

b 「そうでない顔であつたらさぞや見苦しいに違いない」：2点。ましてやたいした器量のない人が赤い鼻をしているのはこの上もなく見苦しい、という類推の後半を意識した解答。○「まして不美人の末摘花が赤い鼻をしていたら醜いのは当然だ」

c 「とということ」：1点 理由説明の末尾。ただしこの箇所だけ正解では加算無し。

問三 「そ」 (4点) 「これのみ正解。」

問四 (6点)

a (2点)

b (2点)

c (2点)

問四・模範解答例 源氏の、「階隠のものと紅梅の伸びた枝には心ひかれるが、同じ赤色でも末摘花のような赤鼻をした姫君は好きになれないという心情。
(六十字) (5点)

【各部の採点】 6点満点。加ポイント3箇所。48字以下の解答の場合、2点減点。

a 「源氏の、そという心情」…2点。問いかけに応じた答え方。ただしこの箇所のみ正解では加点無し。

b 「階隠のものと紅梅の伸びた枝には心ひかれるが」…2点。「階隠のものと」紅梅の赤色には心ひかれる」という内容。

c 「同じ赤色でも末摘花のような赤鼻をした姫君は好きになれない」…2点。「赤い鼻の姫君の赤は気に入らない」という内容。

第4問

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A

a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。

b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。

ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されています。

c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いつの旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d 解答通りという条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B

a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。

b 加点要素でも減点要素でもない部分もあります。その部分は加点も減点もしません。

C

次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。

a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

* 字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。

たとえば「〜とはどういうことか」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。

また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

*ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。

また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。

c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたものの。

d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 古文あるいは漢文の訳を記述する設問の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。

四 漢文 二十五点

問一

各2点×4＝計8点

a Ⅱ かつて

b Ⅱ にくむ

c Ⅱ これより (「い」より「も」可)

d Ⅱ いよいよ

▼ 解答通り

問二

5点

しかれども／はなはだしくは／いんいつをおもんぜず

● 以下のように、三分割して採点します。

① しかれども

1点

② はなはだしくは

2点

③ いんいつをおもんぜず

2点

▼ ①↓②↓③の順序になっていない場合は全体として加点なし。

▼ 句点「。」の有無は不問。

▼ ①「然」は「しかれども」「しかるに」「しかして」のいずれも可。

▼ ②は解答通り。

▼ ③は解答通り。

思うに、天地が優れた人材を生み出すのは、／もともと世の中の不備をその人材に補ってもらいたいと期待するからであろう。

●以下のように、二分割して採点します。

- ① 思うに、天地が優れた人材を生み出すのは、 2 点
 ② もともと世の中の不備をその人材に補ってもらいたいと期待するからであろう。 3 点

▼①↓②の順序になっていない場合は全体として加点なし。

▼加点条件

- ① (1) 「謂」は「思うに」「考えるに」「おそらく」「私の考えでは」など。
 (2) 「天地」は「天地」「天地の神々」「天の神と地の神」「宇宙」など。
 (3) 「才」は「優れた人材」「能力のある人」「優秀な人」など。

- ② ※①全体として「思うに、天地(の神々)が(聖人禹のような)優れた人を(地上に)生み出すのは…」という旨が表現できていること。

- (1) 「原」は「もともと」「そもそも」「本来」「元来」「由来」など。
 (2) 「世事」は「世の中の不備」「世の不備」「世の煩わしい事ごと」「世間のいろいろなこと」「世の中のこと」「世間の事柄」「俗事」など。
 (3) 「有補」は「不備を補う」「欠陥を補う」など。

※「世事」と合わせ、「世の中の不備(欠陥・誤り・キズ・穴・難点)を補う(補修する・ただす・つくろう・なおす)」などと解釈していること。

君子は善行を尽くすが、少しでも失敗があれば冥官はそれを過失として罰し、小人は不善を働くが、少しでも善行があれば冥官は彼によい報いを与えるという道理。

● 以下のように、二分割して採点します。

- | | |
|--|-----|
| ① 君子は善行を尽くすが、少しでも失敗があれば冥官はそれを過失として罰し、 | 3 点 |
| ② 小人は不善を働くが、少しでも善行があれば冥官は彼によい報いを与えるという道理 | 4 点 |

▼ ①・②の順序は不問。どんな形であれ、①・②の要素に触れていれば可。

▼ 加点・減点条件

- ① (1) 「君子（賢者・立派な人）は善行を尽くすが」に触れていない場合 1点減点
- (2) 「少しでも失敗があれば」に触れていない場合 2点減点
- (3) 「冥官」が抜けて「罰を受ける」とだけ表現していても可

※①全体として「(天は君子に完全を求めるから) 君子は善行を尽くしていても、一度でも(少しでも) 失敗すれば(しくじれば) 過ちを犯せば、冥土の裁判官がそれを過失として罰する(冥官に罰せられる/罰を受ける)」という旨が表現できていること。

- ② (1) 「小人(小人物・つまらぬ人)は不善を働くが」に触れていない場合 1点減点

- (2) 「少しでも善行があれば」に触れていない場合 2点減点

- (3) 「という道理(法則)」「ということ」が抜けている 1点減点

- (4) 「冥官」が抜けて「報われる」「よい報いを受ける」とだけ表現していても可

※②全体として「小人はふだん不善を働いているが、一度でも(少しでも) 善行をすれば(よいことをすれば) 人に何らかの利益を与えれば/人に役立てば/役立つことをすれば)、冥土の裁判官がそれに少々報いる(冥官に報いてもらえる/よい報いを受ける)」という旨が表現できていること。